

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年9月16日(木) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第10回特別委員会協議内容について
- 2 条例素案の再検討(第6章から)
- 3 議会報告会について
- 4 その他

出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	中野 長勲 君	委員	古厩 圭吾 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
議事調査係長	中野 知栄 君		

午後1時30分開会

委員長 お疲れさまです。これより第11回塩尻市議会基本条例特別委員会の開催をさせていただきます。それでは、開会に先立ちまして議長よりごあいさつをお願いいたします。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) どうも皆さん、御苦労さまです。おおむね内容もかたまってきましたし、できるだけ速やかに皆さんに議論していただきまして、要するに見本と言うか、この条例の骨格となるものを決めていただいて、この後まだ、基本的には市民の皆さんに問うたり、それから市長部局というか、行政とも打ち合わせというか、すりあわせしていく必要があると思いますので、できるだけ速やかに進めるよう、お願いいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、いただいてあります議事次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

第10回特別委員会協議内容について

委員長 それでは、まず前回の経過について事務局より説明をお願いいたします。

議事調査係長 第10回特別委員会協議内容です。前回は、素案の再検討ということで、第5章まで進めさせていただきました。文言の表現の仕方など専門的なことは次として、特に意見がまだ集約されていない部分など、異論の出ているものについては、まずはこの段階で委員会の中で必要なかどうかを端から精査していくことが先。骨格を決めていくことが最優先ではないか。

条例には何が必要なのか、意見はいろいろ出ていても、条例に入れるかどうか、この委員会ではっきりと決めていないことが多い。全員で確認していくことで、修正する時も、話を進めていく時も、この委員会ではこう考えているという意見の共有が必要。

今後の進め方について。次回は、残りの第6章から最後まで、前回と同様に、全員でまずは必要かどうかを含めて検討する。項目について、最後まで見直しが一通り終わったところで全員協議会を開催し、さらに全議員にも一つずつこの項目が必要かどうか、同じように検討をお願いし、最終の骨格が決まったところで専門的知見を仰ぐ。以上です。

委員長 ありがとうございます。

条例素案の再検討（第6章から）

委員長 それでは、きょうは早速、この前回からの続きから始めたいと思いますが、その中でちょっと、まず、一応素案を皆さんでもう一度前回と同様に少し細かいところまで文言を詰めた後にですね、議会報告会の開催の方法、また、推進組織のあり方については副委員長のほうから御説明いただいて、皆さんで議論させていただきたいと思います。それが終わりましたら、今後の条例の制定等のスケジュールについて少しお話をさせていただいて、おおむね午後3時から4時手前ぐらいには終わらせたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

じゃあ早速、皆さんお手元に前回、ありますか。

中原輝明委員 なくてもいい。

委員長 じゃあ、一応コピーしていただいて、中原委員に、ここに見える方はいいですか。

それでは、第6章、7ページですかね、皆さんの資料で、6章の自由討議と政策提案というところ。(議論)第15条から始めたいと思います。ちょっと、事務局で少し精査していただいたところで、まず、青文字になっているところについて、ちょっと的確に説明をしていただいて。

議事調査係長 済みません。前回もちょっと意見が出たんですけども、全項の中で言葉が重複しているところなどが幾つかあるということで、私のほうで内容を確認してみましたところ、ちょうどこの第6章の自由討議と政策提案の、この政策提案の部分が、後ろのほうにあります第8章、ページで言うと9ページですけども、第8章委員会のところに、情報公開、政策提案、研究・研修ということで、政策提案という言葉が出てきているものですから、ちょっと気になってブルーでお示ししておりますので、御検討のほうをお願いいたします。以上です。

委員長 ということですが、素案をつくったのは私ですので、6章では政策提案ということで、議会全体と

して。8章の委員会では、委員会でも政策提案をしていったらどうかということで、8章の2項で、委員会が政策提案をしていくとして、所轄委員会にかかわる市政の課題に対して常に問題意識を持つ、といった形で述べていますが、どういたしましょうか。6章の政策提案を抜いてもいいかなとも思いますが。なぜ6章に政策提案が入っているかという、政策委員会の設置、議員同士で議論をして、議員同士というのは全協のような、ほぼ全員の議員が集まったところで政策について話していくべきだということがあるので、ここで政策提案という言葉を出したんですが、ちょっとわからないですか。

副委員長 なくてもいいと思う。

中野長勲委員 おれはあったほうがいいと思うね。やっぱり、重みがあるじゃないか。

委員長 重みがありますかね。

丸山寿子委員 片方は、委員会にとらわれずということで、もう片方は、委員会の中にやっぱり所管する内容ということになっちゃうから。

委員長 じゃあ、両方あってもおかしくないですかね。じゃあ、入れておいていただいて。

じゃあ、早速よろしいですか、第15条に入っていきたいと思います。画面でも、お手元の資料でもいいので、見てください。第15条、議会は議会審議において、議員同士の自由な議論の機会を確保しなければならない。2項、議会は議論を通じた情報の公開や論点の整理を行い、市民に対して議論の過程を明らかにするよう努めなければならない。これについては何か。基本的なことですが、違う人があれば、ありませんか、よろしいですか。

鈴木明子委員 確保しなければならない、というふうに書くと、必ずやるということですね。

委員長 そうです。

丸山寿子委員 努める、とすれば、努力という感じがするけれども。

鈴木明子委員 必ずしもそういう時間をとることができない場合だって、ほぼ多くあると思うんだけど。

委員長 必要に応じて、やっぱり、例えば賛否が非常にわかれているような時は確保しなければならないですが。

鈴木明子委員 そういうんなら、そういう表現をしたほうがいいんじゃないですか。

委員長 逆に、何か、いい表現ありますか。

古厩圭吾委員 15条がね、目的としていることは何かということなんだけれども、議員同士の自由な討議の機会を確保することは、結果として、何のためにやるかということだよ、問題は。例えば、審議していることの内容を、例えば市民の皆さんによく理解してもらうために。多分、議論をするということは、意見が違ふことだと思うだよ、議員がそれぞれが。だから、違うから議論する。しかし、これをやっていると、そのうちにだんだん集約されてきて、それがやっぱり一番いいわ、みたいになっちゃうやね。議決する前に方向が決まっているやに思われてるとしたら、おかしいじゃないかと言われかねない部分にもつながると思うだよ。だから、あまりね、これを強調していくとね、言葉の上では自由討議で自由な議論というけれども、議論をしたって、結果的には、それを集約しそうな雰囲気にならないとも限らないでさ、あんまりこれを強調するのは、おれ、問題あると思うよ。これの言っていることの目的は何ですか。

委員長 目的は、結果的に議会運営の中で、議員同士で議論するという時間の確保というのか。

古厩圭吾委員 だから、議員同士で議論することの目的は何かと。

委員長 必要性が一番はあれですよ。やっぱり論点の整理ですよ。それから、論点の整理と同じになるかもしれないけれど、わかりにくい議論をわかりやすくするには、やはり議論は必要であると。今、古厩委員のおっしゃった、集約に向かっていってしまう、一つの方向に行ってしまうじゃないかと、あまり話し合いすぎれば、実際そうなるかと言うと、やはり立場をきちんと持っていなければならないはずだと思うんですね。けれども、自分の根拠が弱かったりすれば、集約してしまうかもしれません。ただ、実際に議会である以上は、その議論の場というものの重要性は常に大切にしていきたいということに関して言えば、やはり採決をする前の議論というのは、一番重要だと思うんですね。だから、その議論が、古厩委員のおっしゃるような集約の場には、私はならないと思うんです。

古厩圭吾委員 なっちゃいけないんだよ、本当はね。なるんじゃないかという危惧をするわけさ、簡単に言うよね。それで、例えば議員が議員同士でこれをやっていると、そういうことになるんじゃないかと思う。例えば行政とやるなら、おれ、わかるよ。こういうことを、今回、例えば諮られていることの、その趣旨と考えていることは何だというような話を議論するのは、それはあっていいと思うんだけど、議員同士でやるということは、ある面では、出されているものに対してどうなのかというのが原点にはあると思うんだよね、いろんな面で。だから、そのことをどこまで、自由な議論をどんどんやりなさいと、やらなきゃいけないよというほどのことをやっていくことが、果たして意義あるのかということになると、さっきの危うさに、おれはつながりかねないじゃないかという心配が出るという。

委員長 古厩委員のようなきちんとしたお考えをお持ちの議員が多ければ、そういうことはないと思うんですが。要するに、自分のきちんとした立場があれば、もちろん、賛成だったけど反対になっちゃったということはないわけじゃないでしょうけど、多くはないですよ。きちんと議論をどんなにしても。

古厩圭吾委員 だから、それをやっていくことの意味というのは、何を指してそれをやるのかということだと思うだよ。だから、お互いに自分の主張を言い合うのなら、そのことの間をどうしても確保しなきゃいけないよというほどの意義があるのかなという問題。議員同士の話だね、これは。

委員長 今の議会運営で討論というのは、基本的には自分の意思表示だけですよ。例えば、今、古厩委員と僕がやっているようなやりとりはないわけですよ、実質ほとんど。そういう状態では論点は明確にならないと思うんですよ。もっと言えば、今、多分、古厩委員はそういうふうになれば議論は集約してしまう危うさがあるという主張だと思うんです。それに対して僕は、そうじゃなくて、きちんと議員がそれぞれの考えを持っていれば、より問題をきちんとわかりやすくするような議論ができるはずだと。今、考えの違いがやっぱり明らかになったと思うんですね。こういうことをしていくことが必要だということで、議論を確保していかなければならないと。ちょっとこれ以上の、僕の説得する議論はないですけど。

古厩圭吾委員 だから、言っていることは非常にすばらしいことせ。本来それでいくべきだろうけれども、ただ実際には、そういうことがあったから結果としては方向が見えたよという話になりかねないじゃないかという、おれは思いがするわけよ。要するに、議員同士でやるでしょう、これ。理事者とやるわけじゃないわけだ。ということは、結局は、議員同士で、言うなら、あいつの言うことはもっともだわな。みたいな話を確認しあっていくとしたら、どれだけの意義があるのかなというのは、おれ、ちょっと心配な部分があるもんでさ。

委員長 体育館の調査費の例でもあったんですけど、結局、行政側に対して自分の主張を繰り返すだけの質問

では、地域特別委員会でも特別委員会でも、論点はわからなかったけれど、議員同士で話したら、まあまあそれなりの、それぞれの立場は明確になりましたよね。古厩委員が参加していたか、ちょっと記憶がないですが。

中原輝明委員 ちょっと委員長。二人でやりとりじゃなくてさ、ああいう意見が出たで、ほかの委員はどう思うか、聞いて、あなたが進めていかなきゃ。

委員長 そうですね、済みません。

中原輝明委員 そんなの二人でやったってしょうがないよ。

委員長 聞いていただいてよかったです。

中原輝明委員 委員長なんてものはまとめなきゃだめだでさ。意見を聞いて、それじゃあ、あなたは委員長としてこう思うとか、ほかの委員はこれについてどう思うとかという、決めて議事を進めていかなきゃ、二人でやっていた分にはどうにもならんよ。多くの意見を聞くならそういうことだぞ。

中野長勲委員 本当の自由討議だわ。

委員長 そうです。こういう感じですね、まず。じゃあ、今、御指摘いただきました。ちょっと古厩委員、途中になってしまったので最後まで。

古厩圭吾委員 いや別に、なるべく黙っていたほうが良さそうだから黙っているで、皆さんの御意見をぜひお聞きしたい。

委員長 そうですね。どうですか、ほかの皆さん。せっかくですから中原委員、お話しいただいたところで。

中原輝明委員 お話ったって、そういうぐあいに、おれは感じるだよ。委員長っていうのは、そういう立場だということを。

委員長 そうですね。ちょっと失礼しました。了解です。

中原巳年男委員 この15条と16条の関係を教えてほしいんですけども。15条のこっちの右側の解説でいくと、質疑と討論の間に、という言葉が入っているので、本会議中の話だというふうに理解していいんですね。それで、政策委員会のほうは、会期中とかそういうことは関係なくという理解で、16条のほうですね。そういう考え方でいいんですか。

委員長 そうですね、16条のほうは、会期、閉会中、開会中は関係ないというふうな。

中原巳年男委員 15条は会期中のことを言っているわけですね。

委員長 会期中ですね。委員会審議、もしくは本会議の審議を指しています。

中原巳年男委員 例えば、本会議の中の質疑と討論の間に自由討議というのは、どういうふうに想像すればいいんですかね。質疑と討論の間に一般質問等がありますよね。

委員長 本会議の場合は、質疑と討論の間に、質疑があつて、討論の間に意見が入ると。

中原巳年男委員 質疑との間でしょう。議案に対する質疑というのは、最初のほうにやるわね。

委員長 そうですね。

中原巳年男委員 で、討論というのは一番けつだから。

委員長 本会議だとそうですね。ちょっと違和感がありますね。委員会だと。

中原巳年男委員 討論の直前の自由討議なのか。

委員長 討論の直前の自由討議ですね。

中原巳年男委員 会期中に自由討議をしたいというような場合があったら、会期中の日程の中に必ずそれを入れるとか、そういう意味なのか。

委員長 そういう意味ですね。ちょっと難しい。

丸山寿子委員 会期中は難しい。

委員長 ちょっと皆さん、もう一回わかりやすく。

中原輝明委員 いやいいさ、それでいいだ。

委員長 いいですかね。本会議では多分難しいかもしれませんが、委員会であれば、質疑が終わった後、討論に入る前に、鈴木委員長が委員会で作っている時にある、よく、意見ありますかとお聞きするじゃないですか。ああいうイメージです。

鈴木明子委員 そういうことであれば、確保しなければならぬというより、意見を尊重という、このよその町のやつを見ると、議員間の自由な討議を重んじること、とかというふうな表現を使っていて、ちょっとこういうふうになると、様子が違うんじゃないでしょうか。

委員長 ちょっと、義務的なものでなくて、もう少し努力ぐらいでもいいんではないかという御意見。

鈴木明子委員 物理的になかなかその部分、難しいと思うし。

委員長 討議の機会を確保、確保じゃなくてもいいかもしれないですね、こうなってくると。機会を設けるよう努力しなければならない、くらいですか。ほかの皆さんいかがですか、この表現について。この文言について。丸山委員、何かいいアイデアがあれば。

丸山寿子委員 いいアイデアというか、今、本会議中のことを想定。本会議が始まると、何かわざわざ場を設けてというのが、すごくやりにくい、その時間もとれないんだけど、というような印象を受けますが。普段から何かの問題に対して、何か設けるならばあれですけど、説明というか、そっちがなくて、ただこの15条があるんだったら、言い方を変えればというふうに思うんですけど。本会議が始まってからって、そういう。委員会でも、まああれですけど。それこそ何か事前審査じゃないけれど、何ですかね。

委員長 今、15条のことをおっしゃっているんですね。

丸山寿子委員 こっちの説明を読むとね。

委員長 説明をね。

中原巳年男委員 委員会のことを想定しているなら、委員会でもいい。

委員長 委員会のほうを入れたほうがいいですね。

丸山寿子委員 15条の、この書いてあることが、右側の説明と関係なくあったとすれば、これは16条のところで行っていることができれば、この15条って、そういう意味では、16条に書いてあるこれで行っているんじゃないかというふうに思うんですけど。

委員長 15条は、どちらかと言うと、委員会での質疑の後の討論の手前の意見の、自由な議論の場を確保したいなということで、15条で入れたんですが。委員会にもっていった方がいいんですが、そうすると、委員会に特定されてしまうので、本会議場でやる機会がなくなるのかなと。

丸山寿子委員 自由に議会は本当に議論ができればいいとは思いますが、会派内はそれは、賛成も反対も、後で意見が変わると、それは自由にもちろんやっていると思うんですけど、実際問題、現実問題として、前の

時の体育館の時もそうだったですかね。あれは、本会議が始まってから、開いてもらって。ちょっとやはり、そういう時期が時期なのでみたいな感じで。私はちょっと自分では発言しにくいという思いはあったんですけど。行政抜きで話をするということも大切だとは思っただけけれども、実際問題として非常にやりにくい部分もあって、それで議員だけだというのはあるんだけど、でもそうすると、マスコミはやはり来たいので来るし、そうするとマスコミをシャットアウトしたいというわけでもないんだけど、入ったことで、やはり先に考えが先行して、まだ変わるかもしれないんだけど、先に外に一人歩きするのではないかと、いろいろ危惧しながらやったりすることはあるんですけど。

委員長 ちょっと認識が共通になってないのかな、何となくそんな気がするんですが。もう一度いいですか、15条。具体的な方法について説明の部分で、あまりうまく説明できていない部分があったところはおわびしますが、基本的には、委員会、もしくは、ちょっと本会議でやるのは難しいかもしれませんが、討論の前に議員同士で自由にものを言える時間をつくるというのが、一番の趣旨です。ですので、もう一度少し、鈴木委員の先ほどの表現の話をしたいと思うんですが、しなければならぬといった強い義務的なものじゃないほうがいいのではないかと、といった御意見がございましたが、いかがでしょうか。

中野長勲委員 前々から言っているこの議員同士の自由な議論、論議をしあうということはね、これはやっぱり必要なことだと思うけど、やっぱりこの議会の本会議の立場の中でやるというと、今、鈴木委員の言うように、そこでどうしてもやらなきゃいけないということになれば、時間的にも、そしてまた、本会議の中だもんでね、委員会は別だよ。委員会は後から出てくるから。どうしてもやらなきゃいけないという言葉じゃなくて、議員同士の自由な論議があってもいいというような、やわらかい文言にしたらいいかなと思うんです。何かいい文言があれば。

鈴木木子委員 2章のところに、2章の4条の3項か、議員同士の自由闊達な議論を行い、ページで言うと3ページ。市政の課題に対する論点を市民にわかるように明らかにすること、というのはある。ここにこういうふうにしなくてもいいんじゃないかなという気がするんですけど。

委員長 そうですね。

丸山寿子委員 私もこの2は、ここにはないほうがいいと思うんですが。

委員長 ここにはなくてもいいですかね。そしたら、15条を消してしまってもいいということですよ、今おっしゃっているのは、15条自体を消しても。

丸山寿子委員 どうなんだろう。あと、そうすると、16条をここまで、委員会って言っちゃうところまでの重さがどうなのかなと。必要な時にこういうのがあることはあってもいいとは思っただけけど。

委員長 ちょっとじゃあ、先に15条をやらせてもらっていいですか、次、16条へいきますから。どうでしょうか、じゃあ、15条自体を削って2項だけは残す。前の鈴木委員の御指摘のとおり、2章の第4条ですか、3ページの4条の(3)ですか、ほぼ同じことを言っていると言えば。

丸山寿子委員 自由討議ということと、経過を明らかにすることというのが、一緒じゃなくていいんじゃないかと思って。ほかの議員活動のところ、経過を市民に論点を明らかに、って言っているのはいいと思うんですけど、自由討議、討論するという段階のところでは、自由討論をしているところをそんなにわかるように示して、隠すこともないけれど、わざわざ示していかなくてもいいんじゃないかな、どうなんですか。おかしいです

か。自由討論している時って、そんなに確固たる考えがあってもなくても、あればあったでいいんだけど、もしかしたら今ここで、情報でいるんな人が自由にわんわん言ってくれることを聞いて、もしかしたら自分は修正するかもしれないから、委員会のこういう審査じゃなくて、違うんじゃないの、だからと思うんで。

鈴木明子委員 6章って設けて、自由討議と政策提案というふうにあるもので、その自由討議をした結果、政策提案につなげるといって、古厩委員がおっしゃったような心配というのは、相当ある部分になってきちゃうと思うんですね。

委員長 政策提案の場合は、議論して提案していくことはいいと思うんですけど、例えば、古厩委員がおっしゃっているのは、市長側の議案に対してのイエス、ノーを、まさに体育館の調査費とかウイングロードの購入問題とか、具体的に出てきた時にというお話だと思うんです。ちょっとこっちの部分は、つながっているようにつながっていないとしか言いようがないです。

鈴木明子委員 私的には、4条の自由闊達な議論という程度の軽度の表現というか、そういうものがふさわしいのではないかというふうには思うんですね。何か、例えば一つのテーマについて深めたいと言えば、会派の議員同士でやるというやり方もあるし、有志を募ってやるというやり方もあるし。議会の単位として何かを条例で決めておいてやるっていうようなこととはちょっと違うんじゃないかな。

委員長 会派の中の議論は市民から見えないので、ここでなぜ議論かという、やはり公開の場でやることに一番意味があるということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

塩原政治委員 やっぱ、鈴木委員が言っているように、第4条と、だいがこの自由討議というのはかぶってくるんじゃないかなと思う。だから、その面ではね、例えばこの2番のほうも、論点の整理を行って過程を明らかにするという、これは何だ、どこかに出ていたよね。この上にほうに何かあったような気がする。だから、この自由討議をカットして、15条全体をカットしても別におかしくないんじゃないか。

中原巳年男委員 しつこく出てくる感じだ。

委員長 じゃあ、15条全体をカットしてもどうでしょうか、という御意見、よろしいですか。

丸山寿子委員 今、議長が言うように、15条をカットしても、政策提案ということにつながる下の16条はこれから考えるから、あれなんですけど、15条がさっき鈴木委員が言ったように、前のところでもやっぱり、議論をというところだとか、市民に対してというところにも出てきていますので、私もやはり削ってもいいかと思えます。

中野長勲委員 これ、15条をカットするというと、スリム化になるわね。スリム化になる、言葉で言えば、その2項はどうなるだ、そういった場合。

丸山寿子委員 15条の2項ということですか。これも前のところに同じように書かれている。

委員長 2項も、前の2章と4条の3項ですね。4条の3項、議員同士の自由闊達な議論を行い、市政の課題に関する論点を市民にわかるよう明らかにすること。非常に似通った形ですかね。お二人戻ってきたら、では決めていきましょうか。

塩原政治委員 これは、9条の2章にも同じのが出ているのだが。

丸山寿子委員 5条の(1)も、言い方は違うけど、自由な討論を尊重する、ってあるし。

鈴木明子委員 何回も出てくるで、いいんじゃないかな。

丸山寿子委員 意思はそこらじゅうに出ているかっていう。

委員長 じゃあ、15条はカットしたいと思います。お願いします。そうすると、6章自体が、自由討議はカットになりますね。そうですね。6章15条カット、2項もカットです。

丸山寿子委員 16条の中には、自由な議論を通じて、とは書いてある。

鈴木明子委員 16条をやってからでいいんじゃない。

委員長 16条やってからですね。はいはい、失礼しました。

鈴木明子委員 それもいらないってなったら。

委員長 この文言を整理していけばいい。一応、設置するというのは、政策委員会をもう一度説明してから、皆さんの御意見をお聞かせください。これは、今、行っている全員協議会の構成メンバーでテーマを決めて、もしくは、少し先ほど、前日の事務局との打ち合わせでも、どういったものかということで少し議論があったんですが、基本的には議員が開催を申し出て、例えばこの間の重油漏れ事故とか、もしくは緊急な課題等があった場合、また一方で、もっとこういう政策について話し合っていこうとか、そういう提案をいただいて議員全員で話し合うような場を設けるということなんです。それを目的として開催する委員会です。を、一応この条例の中で、形を想定してつくっています。16条、ちょっと読み上げます。議会は、全議員が政策に応じて普段から話し合う場を確保し、市政の課題や財政など議員間の情報の共有と自由な議論を通じて相互に理解を深め、議会が政策提案を行う機会をふやすために政策委員会を設置する、ということですが、どうでしょうか。

中野長勲委員 これは、特別委員会だとか常任委員会とは、全然別に考えているだね。承認とか、いろいろな。

委員長 委員会ですので、特別委員会化しておかないと、基礎現象というか、議会の公式なあれとはならないので、委員会化する予定で条例では行いたいと思っているので、いわゆる全協とかは公式ですが、ただ勝手に全員協議会とはちょっと違うものであるので、公式な議会の公務とするためには委員会化のほうがいいのではないかとということで、今回は委員会という名称を使って行いました。

鈴木明子委員 ほかの町の条例でもそんなようなものを設けているところは、結構多いですか。

委員長 ありますね。結果的に、ここでどういう問題について話し合うと、何回か決めたら、もちろんその常任委員会ごとにわけて、そこで条例とか、研究しなさいとか、1年間かけて何か一つつくるようにしなさいというような形で、議会で政策提案するような。その前の前段階がフリーディスカッションということになると思うんですが。

副委員長 例えば松本では、これを各常任委員会がやるわけですね。1年間通しての何かテーマを決めて、任期中に何か政策提案をしましょうねということでやっています。

鈴木明子委員 でも、それは条例には書いてないでしょう。

副委員長 条例ではどううたってあったっけ。

鈴木明子委員 議会は、市政の課題に関する調査のために必要があると認められた時は、議員で構成する検討会等を設置することができる。

副委員長 14条か。

丸山寿子委員 議会は、市政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。松本市は、

副委員長 多分、2条の(2)。

中野長勲委員 2条の(2)を受けて、10条で書いてあるね。

委員長 議会の活動原則。

副委員長 議会の活動原則の中に、提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと、というのを受けて、委員会ごとのをやっていると思います。

古厩圭吾委員 さっき全協の話が出たけど、議長が招集できるのは、全協は議長が招集できるわけですね。これは今までの全協の流れとしては、ほとんど理事者が政策を説明するような機会としてとらえて、周知徹底をいただきたいというような方向でやってきているわけだ。ただ、もう一個として、例えば議会がね、議会としての問題を検討するべく機会としての全協を、理事者抜きでだって開催することも可能だもんで、そういう形で、これ、ある面では理事者を抜きでやる形で全協をもう少し改革するというか、そういう考え方を取り入れて、この辺の対応ができるようにしたらどうかな、という考え方をおれはしたいような気がするだ。だで、改めて何かの委員会だ、どうだというよりも、全協の場を設けて、そこで理事者は抜きで、いろんな問題について議会として検討をしたり、意見交換をしたりというような機会を設けることをすれば、ある面では、新たにつくるよりもはるかに滑らかにいくなるような感じはするだが、どんなものですか。

塩原政治委員 前にもちょっと申しましたけれど、既に全協って、同じ全協でやるとこんがらかるという形で、この前もちょっとやってもらいましたけれども、全体会議という形で今までも2回ほど招集したことがあります。それは、必要がある場合に、行政のほうの担当者に来てもらうとか、あるいは、議員だけですべての意見をしていくという形でやってはいます。

古厩圭吾委員 だで、そのことを、例えば条例の考え方の中へ加えりゃね、それで今のことはほとんどクリアできるんじゃないかな。

丸山寿子委員 今に関係してというか、考えは本当に賛成なんですけど、あと、前にどうしても行政の開く全協の後に視察報告とかもしていたんですが、だんだん盛りだくさんになっちゃって、議会のほうでやりたいこともその時にやるという、やれなかつたりするので、やっぱりある程度決めないとね、回数。議会側だけで、今言ったような全協も開かれれば、委員会なり会派の視察の報告にと、お互いにそういう情報が自然な形で得られるので、そういったことには賛成ですので、入れていただきたいと思います。

小野光明委員 委員会って銘打つと、いわゆる常任委員会とかと混同しやすいので、協議会というような、政策協議会というような名称に変更して、それと、政策提案もですね、大きいものから小さいものまで、会派でも、ものによっては要望もあつたりもするんですけど、さらには地域の要望を踏まえて陳情・請願もあつたりとか、いろいろあると思うんですね。ここで言う政策提案というのはどのレベルなのか、さらには、市の基本構想なり、実施計画ですか、それを議決案件に入れるかどうかという議論もあると思いますけれど、その辺をもうちょっと整理していかないと、政策提案を義務化してしまうと、議会自体が縛られるということにもなりかねませんし、最終的にいわゆる政策提案まで全会一致でもっていくような形にするのかということもあるので、もう少し整理したほうがいいんじゃないかなという気がします。

中原輝明委員 ちょっと論外かも知れんけれども、こうやって何でも聞いてみると、まあ議会もそうだが、例えば、えんぱーくの問題も出てくるし、重油の問題も出てくる。ああいうものが、議会議員がそれぞれ、これに

ついてやらなきゃいけないという考えが何も出てこないわけだ。ただ、正副委員長と議長が話を聞いて理解しているだけで。本当にこれ、えんぱーくだってガラスの問題なんて大きい問題だよ、これは。だから、そういうものを議会が、議員が一人一人が、感じるような人が出てこないじゃん。いいわ、いいわじゃ。いいわじゃなくて、これについてはいろいろあるもんで。重油の問題もえらいよ、おれもこの間行って見て来たが。ああいう問題について、出た問題をどうするかという。例えば、各委員会は委員長を通じて、委員会を招集して理解を求めなきゃいけないというようなことの中で、こういうものを適用するならば、意見が本当に議会からどんどん出てこなければいけないわけせ、感じたことが。それが、今までこの議会では出てこないんだよ。それはやっぱり、議長を責めちゃいけないが、おれらも同じだけれども、正副議長なり、あるいは事務局なりが、この問題についてはこうだよというように、パツと出てきて言われてすぐそれを表へあらわしているという、そうして初めて論議が深まっていくじゃないの。だと思うだ、おれ。お互いに議員が、本当にこの条例をつくってしっかりやれば立派になるが、この辺の考え方はどうだい、基本的に。

委員長 ありがとうございます。

副委員長 今おっしゃられたような意味で、ちょっとこの名称は横に置いておいて、この委員会というかそういう場を設けるにあたって、委員長あるいは議長判断でみんなに招集をかけるということも時にはあるでしょうし、議員の中から開催をしてほしいという申し入れをすると開けるというような仕組みにすれば、有効かなというふうに思っています。

委員長 要するに、今までは、例えばそういう申し入れがあっても、議長の判断というかで、いやそんなもの開かなんでもという時もあるれば、開いた時もあるんで、会派が2名以上の構成とかと同様で、何名以上の議員が開会を要求した場合は、開催しなければならないと。もしくは、議長が判断しない。開催しない場合は、その理由を明示しろとかね。ちょっと制度化を、実はしたいし、そういう場を定例的に設けてもいいし、いずれにしる、先ほど古厩委員がおっしゃったとおり、行政側がない場で話し合う場所というのが確保できれば、名称について、そんなに私もこだわる必要はないので、正直申し上げます。

中原輝明委員 委員長がこだわっちゃいけないんで、みんなの意見を聞いてこだわっていくだ。

委員長 提案者なもんで、一応、書いた趣旨はお伝えしておいて。そんなわけですが、ちょっと戻って、皆さん、何か先にあれば。

鈴木明子委員 そういう点から考えると、松本の14条の2項みたいな、必要がある時には、そういう検討会みたいなものを開けるみたいな、そういうような書き方でもいいんじゃないか。

委員長 そうすると、さっき小野委員のおっしゃった意見は、どちらかと言うと、もう少し積極的に政策の提案まで含めてという意見だったと思うのですが、小野委員、いかがでしょうか。

小野光明委員 ルールで、どこでもいいんだけど、政策提案というと何か大きいイメージがあるので、そこですね。その考え方で議論したりというのはいいんだけど、成果物を求めなくて自由に、結果的にいろんな事件以降等の場合に説明を求めるといのは、さらにというものはあるんでしょうけど。これは、最終的に政策提案までもっていかないといけないんじゃないのというような雰囲気があるので、その考え方だけしっかりしておけば、政策委員会という、議会も積極的に何かテーマを決めて必ず政策は出していくというようなほうに行きすぎちゃうと、今度、逆に、市民要望、ニーズに対して離れてもいけないし、そこのバランスが大事じゃない

かなという、私の意見というか考え方です。

委員長 そうすると、皆さんの意見をお聞きしている中で、松本市のようなシンプルまでいっているのかな。

中野長勲委員 ちょっとさっきも言ったけれど、常任委員会と特別委員会というのがあるんだけど、その特別委員会の中でもある程度のことはできると思う。今まで全然機能していない特別委員会もあるだね。やっぱりね、それはその辺のところを、特別委員会という、大体人数でいけば12人くらいいるね。この辺のところの政策までやってもらえばいいかなという感じがする。

副委員長 松本の14条の検討会って、どういう良さがあるのかな。

委員長 そうですね、ちょっと聞きたい。ちょっと聞いてもらっていいですか、議長から。

鈴木明子委員 だから、全協というとならわしいので、そういうような意味合いでつけているんじゃないかしらと思うんですね。

委員長 全協という、基本的に昔からという、ああいうふうには行政側からの説明を受けておしまい、ということになっちゃっているイメージですけど。

鈴木明子委員 議長も、議員だけで開催する時に、非常に悩ましかつたって言われたので。

丸山寿子委員 名称が違えば。

鈴木明子委員 名称を違って、形としては、イメージとしてはあんなようなものでいいと感じる。

丸山寿子委員 必要があれば、こっちから行政を呼ぶ、必要な人を呼ぶことも別に構わないけど、通常は、議員だけで。

委員長 これ、事務局、全協の定義とかってあるんですか。例えば、本とかで。全員協議会というのはどういうものだと。そこがもし、実は、本当は行政が来るものじゃなくて、みんなが来て話すのに、いつのまにか行政が来て説明する場になって。

小野光明委員 名称からすれば全員協議会だから、本来は、議員同士がと思うけれど、なぜかすりかわったんじゃないのかな。普通にとらえればね。

塩原政治委員 議員全員協議会だから、別に行政からなくたって、というのが、字面からすれば。

委員長 もしそうであればね。

古厩圭吾委員 だで、本来、全員協議会というのは、議員が自分らの意思で開催をすることで、時にね、理事者に説明をさせたいなら呼ぶよ、という話でいくというのが、今は、下請機関のようになっちゃって、理事者がやっている事業についたり、あるいは今の市政で問題点になりそうなことについて事前に説明しておいて、えらい議案提案した時に文句言われないうちにおこうみたいなところへ行っていることは確かだね、今は、だから、本来の姿が、ここは逆に変わっているんじゃないかと思うけどね。

副委員長 じゃあ、ここで思い切って、基本条例で、全協とはこういう議員同士がやるもので、今までやったいたやつは全協と呼ばずに、何とか説明会とする。

小野光明委員 そうそう、行政説明会。

副委員長 そういう名前に変えちゃう。

小野光明委員 変えちゃえばいい、そう。本来の形に戻す。

丸山寿子委員 でも、規定されちゃってればね、ちょっと。

委員長 今、両方の政策案と。行政側から説明される場であり、また議員の。

鈴木明子委員 両方あっていいということなんだ。

委員長 ちょっと、じゃあ、コピーして。

鈴木明子委員 きょうは、A型にするか、B型にするかは、後から決めりゃいいということなんだ。

委員長 行政側から説明を受ける場でもあり、議員同士の調整って書いてありますね。調整の場でもあると。

事務局次長 意見調整ですね。

委員長 意見調整の場で。

中野長勲委員 全協なんかやるなっていうところ、あるじゃんね、公式の。あんまりやりゃあ、事前審査になっちゃう。

古厩圭吾委員 今の現実には、そのためにやってるようなものだ。

委員長 明確な事前審査ですよ、今のは。

古厩圭吾委員 滑らかにいくようにやっているだもんでさ。

小野光明委員 だから非公開、非公開もとれるから。あと、議事録に残さなくていいっていう部署もあるから。事実上なってる、事実上、事前審査に。

丸山寿子委員 村によっては、全協ですべて決まっちゃって。

小野光明委員 そうそう。それで秘密会にして、一切外部を入れずにといて、しゃんしゃんで、旭川はそうだったよ、結構。

中原輝明委員 説明を受けて理解を深めた、って言やあ、それでわかるら。理解するだで、深めたということは、理解したということだ。

鈴木明子委員 物理的に考えるとそれじゃあ、今だって全協開くには、すごい日程調整をやってとるわけじゃん。もっとそういう、自由にやれる時間をとりたいというか、思ったとしても、物理的にそれが実現できるかどうかという点では難しい面も。

丸山寿子委員 そうかなあ。

小野光明委員 でも、市長日程とか、理事者側の日程に縛られているところがあると思うんですよ。やろうと思えば、多分議員だったらできると思うんですよ。多分できると思うんです。できるけど、市長日程とか、理事者日程で縛られているから。

丸山寿子委員 議員だけだったら。

小野光明委員 議員だけだったら、できるんじゃないかな。

中原輝明委員 それを逆にいくとね、議会で日程を決めて、向こうに調整させなきゃいけない。

委員長 そうですね。

中原輝明委員 そのくらいの権限あるだよ。

小野光明委員 そうだよ、議員で集まってやるから、おれらの。それが逆になっちゃった、いつのまにか。

中原輝明委員 そのためにやっぱり、力と言うか、意見をもっとしっかりしなきゃ、とおれは思うな。いつでも理事者の調整で、おれたちは動いている。

古厩圭吾委員 呼びつけられているようなものでね。

小野光明委員 そうそう、説明するで、出て来いと。

中原輝明委員 議長やった経験があつてそんなことを言っちゃいけないけども、議長を責めるじゃないが、やっぱり議長も、皆さん、議会はこうだよと、よく言ってもらってほしいな。言つてはいると思うけどな、多分。議長、しっかり言つていると思うが、なかなか我々にまでつながらないんだよね。

中野長勲委員 それまでに議長と調整しちゃうんだものな。説明を受けて。

塩原政治委員 しないよ。今は了解はしてないでね。説明を受けたということで処理をしている。

鈴木明子委員 全協を開いて、説明に市長が来んだら、文句言われるということはあるのかな。出てきて説明しないだけいって。

中原輝明委員 やっぱり、最大の課題について論議する時には、やっぱり市長がいなきゃ、議会運営する時に、理事者も副市長以下ではだめ、最終的に判断する時に。

小野光明委員 課題によりますね。

中原輝明委員 議会が納得しない。

委員長 必要に応じて議長から出席を求めたら。

小野光明委員 市長にかけると、結局日程が縛られちゃうからね。それが、課長、部長レベルだと違つたらうし、やっぱり市長が必ず出てきてみたいになると、どうしても日程調整は厳しくなる。そこもやっぱり課題に応じて柔軟にしたほうがいいんじゃないかなという気はしますけどね。

委員長 もう正直言えば、全協のあり方の話だと思つたんですね。今、お話したとおり。

中野長勲委員 今まで全協で市長がいらないなんて時はなかったぞ。

中原輝明委員 やっぱり過去にね、向こうの理事者がどうしても日程調整ができない、議会の日程にあわせなきゃいけないって困つた時に絶対あわせるだよ。そのくらいな、いや、過去にあったことだよ。あの例の問題だつていろいろあつたんだよ。

小野光明委員 シックハウスとか、あつた時。

中原輝明委員 あれは、向こうじゃない、こっちへあわせただよ。

小野光明委員 何かでかいものがあれば、なるほど、それはもう何をおいてもということになる。

委員長 外向けの公式行事よりも、うちの議会を大切にしていだかないと困るわけですから。

少しもう一度戻していただいて、そうしましたら、今の御意見等お伺いしている中で、委員会とまでつくらなくてもいいのかなと思いますが、どうですか、あえて。

副委員長 委員会をつくらなくてもいいですが、ここで改めてね、例えば全員協議会の開催とかね、全員で協議をするということと、それからいろんな説明を受ける機会にするとか、ということを改めて書きちゃえばどうですか。

古厩圭吾委員 全協の位置づけをしっかりとさせたほうがいいんじゃないか。

委員長 ちょっとじゃあ、いい文章がパツと出てこないんですが、一つは、ここで確認しておいて、一応行政の説明を受ける場であるというのが後ろに来て、本来は議員同士が重要な課題や政策について話し合う場というのが最初に来て、おまけで必要に応じて行政の説明を受けるという形の文章で、ちょっとつくらさせていただいて、また事務局と相談しながら、議員必携等をつくりたいということによろしいですかね。

〔「お願いします」の声あり〕

委員長 ここは、そうすると6章自体をいろいろ整理しなければいけないので、いいですかね、一任いただいてよろしいですか。

〔「お願いします」の声あり〕

委員長 はい、次へ進みたいと思います。7章、議会・議会事務局の体制整備ということで、(監視機能の強化)第17条、議会は、定例的に行政側の予算執行について報告を受け、常に監視を行っていかねばならない、というところで、これは、議長の御発案というか、解説のところですね。決算委員会を設置し、定例会ごとに市長等から当該年度の予算の執行状況について報告を受け、審査を行うことを定めます。という形でしていただいております。議長、ちょっと、もう一度説明いただいてもいいですかね、ここの決算委員会の、定例会ごとの説明、どういったものを報告を受け、どういったことを審議するのかについて。

塩原政治委員 ここに書いてあるとおりですよ。予算の執行状況についての確認をすることによって、3月の年度末にはおおむねもう、例えば3カ月に一遍ぐらいとすると、年に4回ということになると、12月の終わりごろまでの執行状況というか、あれが基本的には把握できていなければいけないということで、するとあと、1月、2月の分、特に3月、2月、3月はほとんどがもう、あとの補助金の問題とか、それから基本的なものの確定がしてない部分だけが残る。それによって基本的には、それを出してもらうことによって3月の議会で予算をする時に、基本的にはそれを基本に予算の審査ができると、自分はそう思っています。ただ、どうもあちこちでちょっと話をしてみると、職員側では基本的にはやりたくないという話が多いんですけど、そんなこともつけ加えておきます。

鈴木明子委員 決算委員会で、定例会ごとに状況について報告を受けて、委員会の扱いとしては認定していくということですね。

委員長 議長。もう一度じゃあ。

鈴木明子委員 定例会ごとに決算状況について報告を受けて、この決算委員会には、その報告を、執行したやつだから認定していくということなんですか。結論を出していく。ここまでは認めたよ、認定したよと。

塩原政治委員 別に結論を出していくとか、出していないでなくて、基本的にはもう決算を認めていく状況になるんだけど、ただ、あくまでも予算の執行の段階しか把握できないわけです。だから、すべての決算という形では、我々は把握できない。それと、やるにしても普通の委員会とちょっと違って、全員でやっていったほうがいいだろうと思います。

委員長 はい。ということですが。ほかに。

小野光明委員 当該年度が、例えば今年度、平成22年度で言えば、常に動いている中でということですよ。たまたま9月議会は決算だったけれども、平成22年度は、定例化するかどうかだけれども、期日を決めて執行状況を説明していくということになるんですよ。

塩原政治委員 基本的には、その前月というのは基本的には無理だと思いますので、1カ月か2カ月前のところまでで区切っていくという形になるかなと思います。

小野光明委員 そうすると、従来の決算審査みたいなのは、もう少し軽くなりますよね。まとめてドーンとやるよりも。

塩原政治委員 はっきり言って、それがもしできるとすれば、今までの決算のあれはなくてもいいんじゃないですか。

小野光明委員 そうすると必然的に予算のほうも、そういう動きを見ながら、ということですよ。いわゆるリンクしているんですよ。

塩原政治委員 はい、もちろんです。それとね、もう一つは、ちょっと総務委員会の場合は、基本的には収入がありますよね。その収入ということになると、すべての課にかかってくる。そういう中では、審査している段階で呼べない人たちが出てきます。そういう形もなくしていかなければいけないと思いますので、そういう形も含めて考えていただければと思います。さっき言った、呼べないというのも、基本的には、委員長さんから、これとこれとこれの説明は、例えば土木課がこれをするようにという。前回だったかな、教育委員長には通達してあるよね、常に議会中は拘束しておきますと。そして、何かあれば電話で来ていただくようになるということは、教育委員長には。教育長は出ているから。教育委員長には確か、それを言ってあるね。

中原輝明委員 それは、教育委員長というのは常識だよ、議会が始まりや。言うまでもないぞ、それは。待機、本来が待機さ。

塩原政治委員 それで、待機ということ。

中原輝明委員 しかし、それはその人の常識だよ。そんなことまで拘束するような、そんな教育委員長なら辞めたほうがいい。

塩原政治委員 そういう話じゃなくて、基本的には、いない場合もあるものですから。

中原輝明委員 いないがさ、いつどこで呼び出されるかという、議会中というのは常に拘束されているわけさ。

塩原政治委員 だから、そういう話はしてあります。

古厩圭吾委員 出納閉鎖みたいなこととの関連は、どういうことになるだ。

委員長 じゃあ、いいですか。出納閉鎖との関連はどうなるかという御質問ですけど。

塩原政治委員 出納閉鎖も、基本的には、あくまでも、例えば1カ月、2カ月前の執行した分についての審査をしていだけなものですから、出納閉鎖とは関連してこないと思います。

古厩圭吾委員 ちょっと難しさを感じるの、その現実のタイムラグというのはさ、しかし公に結局、ある面では、こういう流れをしていますくらいのはできたにしても、明解に言うには、責任持たなきゃいけないだろうから、それが可能かどうかだよ。結局、始末がついてなんで、そういう執行をしていくつもりでやっているけれども、というような部分が現実にはあると思うだよ。普通の、おれんちの会計やっているのとちょっと違うでさ、規模が全然違うんだから、そういうふうなことに對して、特にでかいようなものなら、その時点では対応できてないような場合に、そういうものの判断が結果的にはできないと思うだよ。しかし、あの時に審査受けてるよみたいな話になっちゃうと、非常に始末の悪いような雰囲気を感じるだがさ。

塩原政治委員 継続しているものでも、その前の月の分までは報告してもらえと思うんですよ。一つの事業について継続してやっているもの、例えば建物なんかみんなそうですね、道路もそうだし。そういうもの、でもその月の状況は、例えば執行率ゼロとか10%とかという形では報告は受けられると思うんですよ。

古厩圭吾委員 そういう場合にね、結果として見りゃせ、正確な審査ができるのは、結局すべてが終わった時点でなきゃできないと思うだよ。実際には、そういう中ですりかえられて、結果的に大事な部分を聞かなくて、

もう審査受けています、では始末悪くないか。その辺はどうだい。

塩原政治委員 基本的には、最終的には決算委員会でやるのか、各委員会でやって、最終的な決算は必要だと思います。ただ、執行状況を見ていく上では、自分は必要じゃないかなと思います。

古厩圭吾委員 執行状況を見ることはできるだろうけれども、ある面では、確実にして正確な数字を見ていけるのかということになると、かなりあいまいさが出ちゃうんじゃないかな。あの時点では無理ですよ、というような話を行政側にされちゃってさ、そうかもしれないみたいな雰囲気になっちゃ、手に負えないだよ。監査委員さんはどうですか、その辺の。

委員長 はい、じゃあ、監査委員、先に。

副委員長 イメージするのは、例月の審査をイメージすると3カ月に1回とか、そういうあれがわかるかと思うんですが、まず、会計課のほうから、その月の、1カ月、前月です、の資金の流れの説明があります。事前に資料がそれぞれの監査委員のところに、今月はどの事業を実施しまして幾ら支払いましたという調書が全部来ます。その中で、この事業について聞いてみたいということを通告というか、この事業について説明を受けたいということを委員会事務局のほうへ出す。ない場合は、委員会の事務局長が勝手につけてきます。このことに報告させますので、何々委員はこれを監査してください。という内容がきます。そこで、要するに支払った時点の金額のものを、その内容は何か。というやりとりをするわけですね、そこで、で、事業の内容だとか、現場を見に行ったりとか、そういうことも出てきます。そういうことを毎月毎月毎月やっていって、また決算監査の時は、改めて全部の事業について書類監査をして、決算審査として出します。そんな流れですね。ですから、財務諸表みたいなものをね、そのたび出せということは無理だと思います。ただ、今月は、何月から何月までは、この事業をして支払いはここまでやってありますよ、という調書は、行政側でもそんなに出すのは大変じゃないと思います。既に監査資料をつくっていますので。監査で見るべき視点と、議員が見るべき視点というのは、また違いますから、私は、それはそれで意味があるのかなとは思っています。

委員長 ということですが、古厩委員、いかがですか。

古厩圭吾委員 しばらく考えます。

委員長 もし議長から補足があれば、今のことについて。

塩原政治委員 例えば、今言われたように、審査の済んだものを1カ月ごとでやっていくという方法もあります。ただ、基本的にはね、例えばエプソンにしたって、どこにしたって、大企業にしたって、あんだだけでかいお金をやっているところでもって、決算をやって、その次の年にはもう、次の月には税金まで払わなきゃいけない。だから、四半期に一回ずつやっているでしょう、大手は。そういう形で民間はやっている。だから、民間のものを行政に生かすということで、今、市長がやっていくとすれば、当然そういうことでの方向を向いていかないと。大体、9月に決算をやったとしても、その9月の決算の時はもう半分以上執行されているもの。そして、その決算をやって、基本的には、議会が反対しようがしまいが、行政としてはもうそのままほっぽらかしていいわけでしょう。少なくとも、決算はやっぱり予算に連動して、決算をある程度把握した上で予算を見ていかないと。いつも指摘させてもらうけれど、行政側は毎年同じような予算を組んできます。それだけど、実際決算のほうを見ていくと、減っているものはあるし、あるいは、ふえているものもある。そういう調査が全然きかなくなってくる。そうすると、行政はかなり楽な予算を組んでいるかなという気がしないでもない、ということです。

委員長 ということで、このことに関しては、条文の文言については特に異論はないと思いますが、委員会の設置というのは、中村副委員長から言われた部分に関してもう少し詰めていく部分があるのかなというところですが、本日は、文言のほうを進めたいと思いますので。

中原輝明委員 ちょっといい。今の議長の言うこともよくわかるけれど、問題は、これはちょっと失礼があっちゃいけないが、議会は執行状況というのはもう出てくるだ、事実でばっばと。それで、その内容を精査して聞くこと。款項目の内容。そうすると、事業がどんな程度にして、何をやって、残高がどのくらいあるかってわかるだよ。そこが議員の一番聞きたいところだよ。で、職員はいやだよ。今、おれたちのところ向いて金を握っているから出さないだよ、ただ、こうやっているっきりで。そこを突くと、次の事業が何ができるかということが頭に浮かんでくるわけだ。例えば、行政で言やあ、一番わかりやすく言えば土地改良事業でも何にしても、我々が行きやあ、予算いっぱいないわ。ないわ、じゃなくて、その次にちゃんとそれが出てくると内容がわかるわけ。このくらいに余っているじゃないかって。執行状況なんて、ただ言うだけだ、何パーセントやったって。議会はそこをやらないと、本当の我々の思う事業がつくと思っている仕事ができないだよ。やつらは、最後の最後まで持っているだ。3月31日まで持っている、執行できない部分は、それを年度繰り越して全部やっているんだよ。そこを突けなきゃいけないわ。

塩原政治委員 それは、先ほど、監査の中村副委員長が言ったように、執行状況だけだったら監査でいいんじゃないかと。そういう感じでも議員の皆さんは、そういうところをものを言って、質問とかしていけるようになれば、非常にベターだとは思いますが。

中原輝明委員 まあ、そういうわけです。わけは、まあ、余談になっちゃったが。

委員長 いえいえ。ちょっとずつ僕もわかってきましたので。17条の文言については、これでよろしいですかね。ちょっと、解説のところで、また議長のお話をお聞きしながら、もう少し具体的に書ける点があれば、書きながら順に進めていきたいと思えます。

次、18条のほうへ進んでまいりたいと思えますが、よろしいでしょうか。公聴会の開催、参考人の招致及び専門的知見の活用というところで、議会は、必要に応じて公聴会の開催や参考人の招致を積極的に行うよう努める、という文章ですが、この18条に関してはどうでしょうか。必要に応じては、とってもいいのかなと思うんですが。

塩原政治委員 もしくは、積極的、これどっちかにしないと矛盾するんじゃないのかな。必要に応じてだと、積極的じゃないし、必要に応じてを外すなら、積極的。

委員長 相容れない文章になっていると思えます。議会は、公聴会の開催、参考人の招致を積極的に行うよう努める、というふうにしたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 ありがとうございます。じゃあ、もうちょっと、7章を終わらせて休憩に入りたいと思えますので、御協力ください。では、2項ですね。2項もこのままでいきたいと思えますが、もし御意見あれば、いいですかね。はい、ありがとうございます。それから、議会事務局の体制整備、第19条。ここはちょっと読み上げます。議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる政策情報の提供に努めるとともに、調査機能及び法務機能の強化の充実、法務機能の強化の充実、これちょっと変ですね。先読みます。組織体制の整備を図るよう努めなければ

ならない。というところです。

中原輝明委員 法務機能という、この字句はあるの、こういう。

委員長 法務という言葉はありますが、法務機能というのは、ちょっと今、御質問されても僕もお返事ができなくて申しわけないですが、言いたいことは、もし条例とかそういうことがあった場合に、本条例をつくっていつくづく思ったんですが、これ、ちょっと辞書を調べて、もしこの言葉がなかったら違う言葉にしなければいけません。どうですか。

中原輝明委員 あるかないかだ。あるって言やあ、それでいいし。内容はわかるよ、言っている意味は。

委員長 ちょっと条例なものですから、立法というところと仰々しくて偉そうなので、法務という言葉はここでは使った次第です。

中原輝明委員 よかねえだ、そういう話じゃ。それも後でいいわ。それでよけりゃ、それでいい。

鈴木明子委員 主語は、議会事務局は、で。

委員長 は、です。主語、議会事務局でいいですかね。議長は、だと、上から指揮命令で、充実しなさいということになりますから。

鈴木明子委員 議会事務局の体制整備か。それを図る責任者は。

委員長 自分でやれ、とかいうことになっちゃいますね、この文章は。ちょっとほかの市の条例を見てみます。議会は、っていう言い方が多いですね。そうですね。

古厩圭吾委員 議会は事務局の、ということずらな。

委員長 そうですね。議会は、ですね。そしたら、議会は、の主語でいいですかね。そうすると変かな。

古厩圭吾委員 事務局がやれって言われりゃ、事務局は困っちゃうな。

丸山寿子委員 議長は、というのはどうですか。

委員長 議長は、議長は、でいいですかね。議会は、じゃなくて。議長は、にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 はい。

副委員長 議長は、議員の議会活動に必要とされる。

丸山寿子委員 文章がこなれていない。

委員長 文章はちょっと。

小野光明委員 事務局について。

副委員長 その後の、調査機能及び法務機能の強化を図るため、議会事務局の組織体制について。

委員長 ちょっとじゃあ、今、副委員長がいい文章がありましたので、ちょっと読み上げてください。少々お待ちください。

副委員長 議長は、議員の議会活動に必要とされる政策情報の提供に努めるとともに、調査機能及び法務機能の強化を図るため、議会事務局の組織体制の整備を図るよう努めなければならない。

古厩圭吾委員 今の部分で、議長は、を主語にするなら、あんまり具体的に言わなくてもいいじゃないかなあ。事務局の調査機能及び、以降はそういうことであらうか。事務局の、にして。事務局の調査機能及び

法務機能の充実。

委員長 議長は、議員の議会活動に必要とされる政策情報の提供に努めるとともに。

古厩圭吾委員 議長がその情報の提供に努めるといのは、その辺はいいんじゃない、それ。

委員長 それじゃ、そこを削って。ちょっと古厩委員、お話していただけますか。

古厩圭吾委員 議長は、事務局の調査機能及び法務機能の充実、組織体制の整備を図るよう努めなければならない、くらいにしちゃったほうがよかない。強化、充実もえらいね。強化にするか、充実にするかどっちか。

鈴木明子委員 調査機能・法務機能及び組織体制の整備を図れるように。

中原巳年男委員 北名古屋市の14条。うんとすっきりしているんで、ここへちょっと足せばいいんじゃないのかな。

丸山寿子委員 文章が、うんとすっきりしてますね。わかりやすい、とっても。

古厩圭吾委員 十何条ですか。

丸山寿子委員 14条。議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査履行機関の充実強化を図るように努める。

古厩圭吾委員 このくらいでいいと思うなあ、このほうが明解でいいわ。このくらいでいいと思うな。言うことはそうだと。

小野光明委員 そうだね。そっちのほうがすっきりしている。

古厩圭吾委員 わかりいいわ。

委員長 よろしいですか。それじゃ、これをそのまま採用したいと思います。

中原輝明委員 北名古屋の14条。

中原巳年男委員 これ、立法機能というの、さっき委員長が言っていたけど、ちょっと引かかる部分ではあるんだよね。

委員長 そうじゃなくて、それで私が法務にしたんですけれども。法務で、ちょっと機能できたら。

事務局長 栗山町も法務機能という、一応形になっているので。機能にただ法務をつけただけの話だもんで。もう一回ちょっとチェックしてみます。

委員長 じゃあ、この立法を法務に変えて、このまま採用したいと思います。それで、2項は、市長は、議会事務局の充実に努めなければならない、は、このままにしてよろしいですか。

丸山寿子委員 市長は、でいいんですかね。議長は、市長がこういうふうを図るように。

委員長 議長だったら、2項は要らないんですが。

古厩圭吾委員 いらなくなっちゃう。これは市長に、いいじゃん、これでかけてみて、うんと言うかどうか楽しみだわ。

中原輝明委員 この市長は、っていうのさ、市長が先か、議長が先か知らんが、市長は、議長と協議して、議会事務局については、一応権限持つてるでな、議会事務局の体制については、職員体制は。議長はもっていかなきゃだめだよ。

古厩圭吾委員 19条の1で、そう言ってるでせ。

中原輝明委員 そう言ってるだ。

古厩圭吾委員 そう言ってるで、2は市長だもの。2番目が市長だから、いいんじゃない。これでまた、議長に相談しろなんて言やあ可哀想だ。

中原輝明委員 市長なんてのは、それじゃ、これいらんわ。

小野光明委員 議論になるのはわかって言ってるんじゃない。

事務局長 議会事務局に対して、市長がいろいろ言うことはないと思いますよ。

委員長 2項が出てきたのは、議員の感覚として、どうしてもここは一人減らされたりとですね、あったんですから、そういうのに対してやっぱり歯止めというか、ある意味で、議会の。

中原輝明委員 その歯止めが、正副議長がしっかりしてりゃ、それはきくよ。

委員長 そう言われますと、何とも言えなくなっちゃいますから。

丸山寿子委員 庁内全体減らしたからということで。

中原輝明委員 それだで、全体に減らしてこうだと言って、内容を説明して理解してもらおう、こういうことさ。今の事務局体制で多すぎるっていや減らしゃいいいな。

委員長 今、中原委員から、よろしいですかね、議長と協議の上といった部分がやっぱりあったほうがいいのかと。という御意見がありました。皆様、いかがでしょうか。

中原輝明委員 さっき、そっちに前段に入っているといやあ、いいし。

委員長 どうでしょうか。ここはストレートに書かしていただいた部分だと思うんですが。

中野長勲委員 前段、どこに入っているって。

古厩圭吾委員 いやいや、議長はこうだということを言ってるだで、2番目に市長は、っていうだで、いいじゃない。

中野長勲委員 現に、こういうことはないとは限らないね、今、中原委員が言うとおり。これは、議長と市長の協議はいいと思うよ。入れておいたほうがいいと思う。

委員長 入れておいたほうがいい。入れておいたほうがいいということですが。

丸山寿子委員 そうすると、主語は、議長は。

委員長 市長は、議長と協議の上。

丸山寿子委員 やっぱり市長が先に来るのか。

鈴木明子委員 19条で、最初は、議長がやることを書いてあるから、市長も議長に協力しないとイケないよという意味合いで。

古厩圭吾委員 そこでわざわざ議長のというと、市長がちょっと抵抗感をもつんじゃない。

小野光明委員 異論のあるところは、多分、変に調整するよりもやっとうかとしたほうがいいと思うんですね。議員の中でもあるし、こっちが変に配慮をする必要はないと思うね。

委員長 最初は、投げてしまえばいいと思うんですが。

小野光明委員 最初から配慮する必要はないと思うがね。

委員長 議長、何かありますか。現職の議長として、ないですか。ないということですので、そしたら、どうでしょうか。一応じゃあ、議長と協議の上、という文言を入れてみてはいかがでしょうかね。よろしいですか。では、ここに、市長は、議長と協議の上、議会事務局の充実に努めなければならない。あと、議員研修の充実・

強化をやって、ちょっと休憩をとります。第20条、議会は、議員の資質向上と議会全体の監視機能及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めなければならない。もう一個、2項も同じ、ちょっと一緒にやってしまうと、議会は、識見等を有する者及び市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。現状で努めている部分はあると思いますので、そうは言っても研修等は。このままでいいのかなと思いますが、先ほどの、いや縛るのは、という意見があれば、また言っていただければと思います。

鈴木明子委員 充実、強化まで書かなくてもいいんじゃないですか。

委員長 じゃあ、どうですか、充実・強化まではいいじゃないかということが。

鈴木明子委員 充実に努めるで。

委員長 じゃあ、充実に努めるで、という御意見ですが、いいですか、そのほうが。

小野光明委員 その中身は何だと言われて、あれだな。

委員長 議員研修の充実に努めなければならないと。研修に努めるのはいいと思うので。よろしいですかね。じゃあ、ちょっとここで休憩をとりたいと思います。10分後ですので、12、13分ぐらいから再開をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

小野光明委員 午後5時までやるわけじゃないよね。

委員長 いや、そんなつもりは全然ないんですけど。もう、あと2ページですものね。

小野光明委員 めどは。ちょっと後、予定があるので。

委員長 予定がありますか。そしたら、ちょっとしょうがないということで。

小野光明委員 必要なら退席するんでいいけど、あまり長くなるとちょっと困るかなと。午後5時までには予定してないよね。

委員長 午後5時までやるつもりは、全然なかったもので、ちょっと、午後4時くらいになればですね。議会報告会の話をきょうやらなきゃいけないので。

午後3時03分 休憩

午後3時13分 再開

委員長 休憩を解いて再開をいたします。先ほど、全員協議会の議員必携で書かれているとおりです。ちょっと御拝読いただいて何もなければ次に進みたいと思います。少しお時間をとります。

古厩圭吾委員 町村長だね、市はないね。

鈴木明子委員 議員必携が、町村やつだから。

委員長 町村のやつしかないですからね、今は。

事務局長 これは、議員必携のコピーですので。

委員長 この文章の最後が、法改正で、きちんと費用弁償とかが。

中原輝明委員 書いてあるね。

委員長 ありますね。自治法になっていますね。よろしいでしょうか。特になければ次に、8章のほうへ進みたいと思いますが。これは読み上げずに、ちょっと皆さん、委員会の21条の1項、2項、3項を読んでいただいて、特にここというのがあれば、いいですか、全員協議会については。

〔「はい」の声あり〕

委員長 ということだそうです。じゃあ、21条のほうはちょっとお読みいただいて、3分ぐらいしたら問題点を御指摘いただいて感想を述べてもらえば。

よろしいでしょうか。そしたら、21条1項から、何か、御指摘等ございましたら。

丸山寿子委員 済みません、解説のほうなんですけど、このインターネット録画というのは、新しくこの委員会で出てきたことですが、文字とすれば、文字としてのインターネットに委員会の審査の様相がもうアップされているのは、全部の議会がやっているわけではなくて、うちの市は早く取り組んで、もう既にやっているんですけど、その辺のことはあえてわざわざ書く必要があるのか、ないのか。解説のほうでちゃんと言わなくていいのかな。既にやっている何とかとか。

委員長 今までやってきた努力を少し書いたほうがという。

丸山寿子委員 そこは、必要ないのか。

委員長 もし書くとするならば、解説のところですね。議会は、委員会審議についても、これまでの議事録の公開に加え、本会議同様にインターネット録画を実施することを定めます、くらいでいかがですかね。はい、わかりました。ほかにございますか。なければ次に進みたいと思いますが。

鈴木明子委員 これって、決めちゃって、例えば予算的なものというのは、どうなるんでしょうか。

委員長 予算的なものは、ちょっと事務局と相談をしたんですが、要望をしていきたいと。もっと言えば、条例で決まったことですので、議会費の中で来年内にやるか、もしくは、古厩委員が提案していただいたとおり、本会議場で委員会審議をするということでは可能にはなることですし、もう少し申し上げますと、非常に少ない予算で実施することは可能です。今、カメラとかも簡単にありますので、とりあえず、いわゆる非常にわずかな予算でやってみて、ライブ中継は、私個人でも5,000円ぐらいでつくりますので。その後、多少、もしやっぱいいということで、設備的にもう少し整えたりということを経段的に踏んでいければいいのかなということで、物理的なハードルは決して高くはなく、低いということは申し上げておきます。

鈴木明子委員 本会議場で委員会をやってくれりゃ、音響はいいと思うけれど、それより、委員会室のマイクをつけてもらえるくらいにして、わかりやすい会議を。

古厩圭吾委員 本会議場は、議会やる前には、あいているずら、一般的に見りゃあ。あれだけ立派な施設を持っていると、そんなもの、どんどん使ったほうがいいじゃん。もったいないわ、あれ、一番。

丸山寿子委員 超、稼働率悪い。

小野光明委員 一日一委員会ならできるね。

古厩圭吾委員 2階を吹き抜けにしてさ、その上、滅多にやらないような会議やって、幾日だか考えてみないか。

鈴木明子委員 でも、あの広い部屋を冷房したり、空調することのコストなんかはどうなんですかね。

委員長 ううん、まあ。

古厩圭吾委員 それじゃ我慢して、裸でやるかさ。

鈴木明子委員 壁を壊して、窓を開けるとか。

丸山寿子委員 いいですね、窓を開けて、フラットな円形スタイルに変えるとか。

中野長勲委員 一日一委員会だから、使やあ使えるよ。

小野光明委員 やらうと思えばできるよね、建設委員会にかけて。

古厩圭吾委員 名札置いてやってみましょ、かつこいいに。

丸山寿子委員 去年の大村さんの報告によれば、窓があるし、それから委員会室じゃないけど、ほかのことに使って本会議にも使うという報告もありましたけど。

古厩圭吾委員 有効に施設を利用しようと。これは多分ね、マスコミが取り上げてくれるよ、喜んで、そういうことをやると。PR効果もねらわなきゃいけない、こんなもの、ほかにはないんだ。

委員長 蛇足ですが、コンサートをやっているような議会もあるようですから。

丸山寿子委員 そうですね。

古厩圭吾委員 それよりは格調高いと思うよ。

委員長 では、1項はよろしいですかね。解説のほう、ちょっと。先ほど、定めます、というのはどうかという話がありましたので、インターネットの録画を実施する、ぐらいで。いいですか。では、2項、いかがでしょうか。

鈴木明子委員 予算はどうなるんですか。

委員長 これは、それこそ要求、鈴木委員の御心配を僕が答えられる立場ではなくて、これは市長がつけますと言うかわからないんですけど。これはつけていただかないと。もっと言えば、研修費を議会の予算の修正提案、増額。それは、事務局の甲斐性でやることです。総務省がだめだと言わない限りは、勝手にやっても、後で紛争処理委員会にかければいだけですから、できないということはありませんので、それは御承知おきください。その前に、局長からちゃんと予算を増額するというのでいいですかね、来年度の予算。

事務局長 増額する話はするけれども、それは決定はどうなるかはわかりません。

小野光明委員 査定が入るでね。

古厩圭吾委員 そうすると、議会はものを言えるようになっていい。ものを言えるようになって、市長はいろんなところでお金をお使いになって、市民に成果物、塩尻市と言ってるけれども、議会でやらうと思やあ、市は金がないから予算できませんってやられているよと。いろいろ言われても、公開しないのはそういう理由にしてしまえば一番楽でいいよ。認めてくれないんだもの。

委員長 済みません。一応、議会費のは議長に相談するんですよ。議会費の計上に関して。

事務局長 議会費の計上の時はね。

委員長 議長、もしこれ通れば増額、増額すればいいってもんじゃないですけど、一定の増額をするよう議長から。議長がここで御発言いただければと思いますが。鈴木委員がちょっと御心配なさっているの。

塩原政治委員 これも相手があることだもんで、努力すると言っしかないんじゃないですか。目出しはするよに努力します。

委員長 ちょっと時間もありますので、議長、今、努力していただけるということですので、2項についてほかにございませんか。一応こういうふう充実を進めていくということでもよろしいですか。次、3項についてもよろしいでしょうか。これ、よくできた文章だと思うんですが。よろしいでしょうかね。

古厩圭吾委員 現実的な問題としてね、今回起きたような、ああいう油事故が起きたりすると、常任委員会と

いうよりも、特別委員会が本来ね、こういうめったにないことなんだから、あるいは地域開発はひまで何も仕事してないじゃないかと指摘されるような、そういうところでもって地方の問題はやると、こういうようなことを考えるべきだと思うよ、おれは。だで、そりゃあ考え方だでさ、お忙しい常任委員会にやってもらっても、特別委員会だで、長期的な時間をかけてやれば一番いいだよ、これは。きょう、あしたに結論が出るようなものじゃないわ。だから、そういうことについても、こちらの対応をしっかりしなきゃいけないと思うね。

中野長勲委員 おれは、それをさっきも言ったつもりだったけど。理解が得られなんだかどうか、補足してくれたで。

委員長 じゃあ、なおさら条文に書いておいたほうがいいですね。

中野長勲委員 そうだね。

委員長 はい、わかりました。では、8章は、特にこのまま、1項の解説を直してこのまま進めたいと思います。9章22条に移りたいと思います。推進組織、これについては副委員長のほうから説明をいただいたほうがいいかな、もったいないかな。いいですかね、松本市の例をとって条例のこういうことを具体的に進めていく、進行チェックをする組織と、あと、それぞれの担当をわけてやっていくということで。では、10章に移りたいと思います。23条、会派。会派とは、政策を中心とした同一の考えをもつ議員で構成するものとする。何かございますか。

〔「これでいいんじゃない」の声あり〕

委員長 いいですかね。2で、会派に関する事項は別に定める、ということでございます。第11章に、足早ですが移りたいと思います。政務調査費についてですが、政務調査費の交付、公開、報告については、これもまた別に定めるということです。それから、第12章その他。25条、この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関するほかの条例等を制定または改廃する場合においては、この条例との整合性を図らなければならない。整合を、ですね。失礼しました。今、議会事務局のほうに洗い出しをお願いしてあります。もしこの条例が、具体的に制定した場合に、議会規則とか申し合わせ事項に変更があれば、それは変更をお願いするということですが、今のところ、適宜進めているそうですので、また後日の委員会等で報告をするなりしていきたいと思います。あと、見直し手続きについてもここに書いてあるとおりですが、よろしいでしょうか、第26条の。ありがとうございました。

それでは、こちら、きょう訂正というか、修正した部分までを含めて、ちょっと事務局のほうで印刷してお手元に、きょう中にお渡ししたいと思いますので、少々お待ちください。

前回の委員会で2つほど積み残しがあったのですが、議会報告会のあり方、実施方法について、ちょっとたたき台をつくりましたので、それについてある程度の方向性を決めていきたいと思います。

済みません、あともう1点だけ。この、きょう修正させていただいたものを、きょうお配りするんですが、これに関して、先ほどあった全協の文言ですね、全協をどういう形にするもの以外については、きょうお配りして、それを専門的知見というか、行政系のほうにきちんと、いわゆる法的というか、条例の字句とかですね、部分については見ていただくということを御了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、途中でスケジュールだけ確認していいですか。あと済みません、きょう、途中でお帰りになられる方もいらっしゃるの、このスケジュールの紙があります。資料ナンバーを打ってないんですが、きょうの資料

の中で。スケジュール、ありますか。ちょっとこれ、説明を事務局のほうでいいですか。簡単に。以前スケジュールを一応既に確認したものを、具体的に今度、12月の定例会に制定するにはどういったスケジュールなのかというのを細かく出していただきましたので、事務局より説明をいただきたいと思います。じゃあ、事務局お願いします。

事務局次長 一応スケジュールの考え方ですけれども、12月の22日が定例会の最終日になりますので、この時に提案をするということで逆算をしてきてございます。それで、左のほうから、本日の会議を受けまして、全員協議会の開催を10月5日。これは今の予定では、議会運営委員会を予定しておりますけれども、その後やっていきたいということでもあります。それで、その全員協議会の出た意見と、それから先ほど委員長のお話がありましたように、行政系のほうとの打ち合わせ、事務的な打ち合わせ含めて、文言の変更を10月の12日、これは一応臨時議会が今予定されていますけれども、その終わった後やっていったらどうかというようなことでございます。これも協議いただきまして、それで15日までに内容を精査して行政との意見交換会。これは、正副議長さん含んで、理事者との打ち合わせをさせていただいたらどうかということでもあります。それで、それを受けまして26日ですけれども、これは特別委員会ということでもって、パブリックコメントを出す最終案の決定を、行政との打ち合わせも含めまして、変更になったところを検討いただきたいということでもあります。それから、それを受けて27日から1カ月間パブリックコメントということでもあります。これは、1カ月間は決定と言いますか、決まっております、その期間の意見聴取をしていくというようなことになっていきますので、11月の26日までパブリックコメントを実施したいということなんです。それから後は、11月24日に議会運営委員会を今、予定しておりますけれども、これは12月の定例会の議運でございますけれども、ここで、このような素案を出していきたいということでもあります。それで、一部御意見があるかと思しますので、いただきまして、12月の1日に、これはパブリックコメントを終了して意見をいただいた中での検討を、ここでもって特別委員会でもって検討をいただいて、行政系のほうへ修正の依頼を、これは文言の関係ですけれども、もう一度再度見ていただくということでもあります。それから、12月14日に最終的に、その行政の修正等も含めまして、特別委員会でもって、ここでもって最終決定をして、22日の定例会のほうへ提出していったらどうかということでもって、細部の日程をつくってみましたので御検討いただければと思いますので、お願いをしたいと思いません。

委員長 事務局から説明いただきましたが、ちょっと忘れてしまいましたが、6月の委員会等で12月の制定を目指すということで、スケジュールのことも全員一致で御確認をいただいておりますので、それを細かく組んだということですので、御了承いただいて、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、議会報告会のちょっと内容を詰めてから、次回、こちらのスケジュールにありました全協へ、なかなか項目検討ということで、もう少し全体の議員の皆さんから条例の中の各部分について、必要、必要でない部分、字句も含めてですね、御意見をいただく場というのを5日に用意しております。それを受けて最終的な形ものを段階で詰めていくという順番にしていきたいと思えます。また、同時に、先ほど申し上げたとおり、行政系のほうにこの条例をきちんと見ていただいて、いわゆる法制上の整理されたものをつくっていくという作業でございます。御理解をお願いいたします。

議会報告会について

委員長 それでは、議会報告会についてちょっと、少しここである程度方向性を示してから、全協のほうで説明をしたいと思いますので、委員会としてできるだけ御意見を進めたいと思いますので、お願いいたします。じゃあ、副委員長のほうから、よろしくをお願いします。

副委員長 それじゃ、お手元の資料No. 2、議会報告会の必要性についてというものを、きょうお配りしてございます。これはですね、昨年、東京財団というところが主催をした、偽議会基本条例をきる、という題のシンポジウムの中のパネラーの方のおっしゃっていることを、私なりに要約したものです。全国的に基本条例ができていの中で、議会報告会がない条例というのは偽者であるという、そういう切り口のシンポジウムでしたので。議会報告会というのは、単に私たちの議会活動を皆さんに知っていただくというためのツールという認識だけではなくて、地方自治体というのは直接民主制をベースにした民主制であるから、正式な市民から意見を聞く場をつくるのは当たり前だという、そういう論調でありました。

3番目に先進地の様子と書いてありますが、これは、栗山町の議会事務局長をされた方の意見と、私の主観も若干入っておりますけれども、内容です。きょう、動画を用意しているのでごらんいただきたいのですが。じゃあ、動画を。

〔動画上映〕

副委員長 なので、国と地方は違って、住民が直接参加できる機会というのを確保していかなきゃいけないということがもとで議会報告会を開くということ、この全体のことでは言っている内容です。

裏面にですね、じゃあ具体的にどうするんだということの中で、議会報告会の開催内容について（案）ということですが、これは、一番シンプルでハードルも低いかないような内容を選んでみました。これは、上越市の内容をそのままコピーさせていただいて、字句を塩尻版に変えただけです。大体、3月、9月定例会の予算・決算のことについて、それぞれ5月、11月に市内2会場くらいで実施したらどうかと。報告する内容については、予算・決算の審査内容。あらかじめ役割分担を決めておく。それから、周知方法はここに書いてあるとおりです。7番目の当日の次第ですが、座長を副議長が行って、開会あいさつと概要の説明を議長から。それから、予算・決算の審議内容の報告、説明を常任委員長・特別委員長から。それに対する質疑応答を受けると。その他ということで、予算・決算にかかわらず、市の中の重要施策や住民の関心度の高い順に意見交換。というような次第です。9番のその他ですが、こういった議会報告会の日時や会場、役割分担等は、議長が、ここには議会運営委員会と書いてありますが、先ほど条例の中で、推進組織を設置するというふうになっていますので、この組織に諮ってそこで決めていくと。広報委員会が、そこでまとめたものを整理して、しっかり公開していくと。こんな大まかな流れで、たたき台ですけれども、考えてみましたのでよろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。まず質問から受けつけて、それから御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

小野光明委員 報告内容で、予算・決算の審議内容の説明ってあるんですけども、例えば、重要な議案とか条例なんかは想定してないんですか。

副委員長 まだこれは、たたき台のたたき台なので、当然そういう問題が出てくれば、載せていったほうがいいと思います。ただ、栗山町の議会事務局長の言葉を借りると、議会報告会を開催するにあたって、その目的は、

行政側は説明して理解を求めるといことが目的なんですけども、我々がやる議会報告会というのは、皆さんにいろんな意見を言っていて、それを市政に反映していくといことが目的なので、あまりテーマは絞らないほうがいいですよ、という話です。もし、その参加者がそのテーマについて発言があれば、それを多く持ち帰るといことは大事なんだろうけれども、こちら側からある特定のテーマを投げかけるといのは、しないほうがいいですよといことですね。なので、当たりさわがないといか、必ず報告しなきゃいけない予算・決算についてはいいんじゃないかなとい感じですよ。

小野光明委員 多分、意見が分かれて、何でそうなったの、いのを多分市民は聞きたいと思うんですよ。例えば、ウイングロードでも体育館の話でも、さっきありましたけれど、じゃあそれを説明するのは難しいんですが、それはもう、議会に来てもらってどう判断するかといのが大事になって。そこを説明しろといわれた時に、じゃあどうするのといところが、私はすごく難しいのかなとい気がしているんですけど。賛否で、いわゆる賛成、なんで賛成して、やっぱそうは言っても、賛成多数だからだけど、じゃあどうい積み重ねで賛成が多数になったのかといのは、私は大事で、そういうことを説明していかないと、来た市民は納得しないんじゃないのかな。非常に難しいですけど、やっぱりそこを説明しろといった時に、説明責任を果たせないと、何やってる、いことになるし、非常に難しいとは思いますが、そこをどんなふうに考えていかといものもしっかり議論しておいたほうがよろしいかなと思ます。

副委員長 確かにそのとおりだと思ますので、だからこそ、先ほど出た、名称は別にしろ、政策委員会といものが条例の中に盛られて、そこでしっかりとそういっものはもんでおく。その議論の経過で納得されない市民の方が多分いるとは思うんだけど、そこまで、できることだけはやったいことで御理解いただくしかないのかなといふうに思ます。

小野光明委員 まあ、それ以上ここであれでも、いろいろ考え方がね、ここは非常に、報告会。一つ考えるのは、あんまり報告会に追われてしまうと、本来、先ほど政策とか、そっちのほうが大事で、松本のいろいろを見ていると、その準備に追われちゃって、それで変にエネルギーをとられて、本来は住民ともっと接して、いろんな意見を吸収してやる。いような話をするのと、本末転倒になったらおかしいのかなといところは、ちゃんと注意しないと、あんまりこう、報告会のために議会をやっていような感じになってもいけいでしょうし。だから、その辺のちゃんと、報告会でも、むしろ報告内容をきっちり決めてしまえばいいいんでしょうけど、そのバランスがすごく難しいなとい気がしています。

委員長 今の件に関して何か。

中原輝明委員 今、そういう問題が出てくるいのは、委員長いのは報告する人、代表者で、それをしっかりと勉強しなきゃいけいがないが、その中に集まった議員の連中がさ、その人ができない場合はこうだと、そこで言わないと。委員会を見ても、ただ課長か部長がやるつきりで、それじゃあ係長とか、そうじゃなくて、わかった人が手を挙げて、これこれこうだと説明して、お互いに助けて論議して、解決していといのが本来のやり方だよ。議会だって難しくて、この人らに全部責任をもたすことなんてできないが、代表者は勉強しなきゃいけいがない、そして自信を持たなきゃいけいがない。それで、経過の必要性いのは、今まで自分たちが参加してて、自分の考えを言やあいいだ。ぱっぱっとおれたち流で。そんなところは足しあいい。ただ、人が集まるか、集まらないかが問題だ。一回やってみて、あんな程度のものだ、あんなことじゃだめだといようなことじゃ、

来なくなっちゃう。しっかりやらなきゃ、やるとすればだよ。12月に通ればいいし、通らなったら意味ないし。そういうことを言っちゃいけないけれども、結論的にはそういうものだ。みんなで助け合うってことはどうか知らんが、援助をし合って、協力し合って、その目的を達成していく。以上です。

委員長 ほかにございますか。何でも、質問でも。多分、さっと見て、どうやってやるんだらうという方が多いかと思うんですが。

中野長勲委員 実施時期のね、市内2会場ってあるけれども、これはこっちで指定するのかい、それとも市民から要望かなんかで決めるわけ。

副委員長 一応想定は、こちらで決めます。

中野長勲委員 こっちの予定で、そこへ集めると。そういった場合、4年あれば、8カ所できるということだね。そういう想定でいいんだね。

副委員長 2カ所がいいのか、8カ所がいいのか、2カ所というのは全く根拠はありません。ただ書いてみただけです。

中野長勲委員 松本は何回やっている。

委員長 松本はやっています。

中野長勲委員 何回。

委員長 私の記憶の範囲だと、まず1回は、南松本の、丸山委員も行きましたけれど。

丸山寿子委員 議会の仕組みを説明するのが第1回ですね。

委員長 あと、里山辺と島内かな、の公民館で。ちょっとその後は調査していませんが。あと、もう一個あれだ、定数条例について市役所でやっています。きょう時間があれば映像を流したいんですが、定数条例については、市民の声を聞いています。ほかにございますかね、何か。ちょっとイメージがわからないところで、あれなんです。一応、もしこれ以上御意見がなければ、一応これをたたき台として全協には、議会報告会というのは何だといわれた場合は、こういう形ですよという形で副委員長なりから説明をいただいて、議員からまた意見をいただくというようなことをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

副委員長 あくまでこれはイメージですからね、イメージ。

委員長 ちょっと、実際見に行ったりしてこないとね、まずいですよね。

その他

委員長 その他、どうぞ。

中原輝明委員 これ、12月にいよいよ提案して、これは多数決で決めるの、どうやっていくの、決定は。これは議長だな。

塩原政治委員 基本的には多数決じゃないですか。

中原輝明委員 多数決で決定していく。

塩原政治委員 方法としてはね、全員の一致をみるまで続けるという方法もあるんですけど、その辺もちょっと検討してもらおうということではないの。

中原輝明委員 その辺でよく検討しておかないと、この条例は多数決で決めていいものであるのかという問題、

しっかり。これは再検討だから、皆さん、よく考える必要あるよ。本来なら、これは全員が手を挙げなければいけないがさ。そういうこともよく考えておいてよ、ね。ただ、この問題に代表がずっと反対したと言やあ、内容はやっぱりね、主張が通るような気もするところもあるだよ、それは。その辺をうまく、うまくだなんて言っちゃいけないが。だで、全協あたりでしっかりもんで、納得する。これは難しいと思うぞ、ここは。

委員長 全協で、御説明はあまり、私のほうは最小限に、2回目になりますので、とどめて、事前にこの資料を配付して、全協に持って来ていただいて、どうですかという聞き方をします。もう私は極力しゃべらずに。

鈴木明子委員 10月5日は、どの時間でやるんですか。

委員長 ちょっとどうですか、10月5日、時間は午後、全協。

事務局次長 午後になるかと思うんですけど、ちょっと議運の関係等もあるものですから、多分、午後2時から午後いちくらいになると。ちょっと、議事録があるものですから、もう少し時間をいただきまして、また御連絡いたしたいと思いますので、お願いしたいと思います。

委員長 スケジュール調整をよろしく願いいたします。

きょうはじゃあ、やることはいいですかね。落とすはないですかね、私、いつも忘れるんですけど。

事務局長 きょうね、これも後でちょっと確認だけしてもらって。

委員長 そうですね。それじゃあ、きょう委員会で修正した部分、印刷ができましたので、今お配り差し上げます。それで、先ほど申し上げましたが、全協の部分については、後ほど郵送で、正副委員長で決めたものをお送りしますので、御確認ください。きょうもう、この後、行政係と打ち合わせを予定しております。字句等、趣旨を変えずに字句等だけ整合性を図るような形で、行政係に条例のチェックをお願いするということですので、よろしく願いいたします。

では、若干予定より過ぎましたが、長時間にわたりありがとうございました。それで、全協終了後、次回の委員会は12日ですね。10月12日を予定しておりますので、御出席のほうをよろしく願いいたします。

丸山寿子委員 5日じゃなくて。

委員長 5日か。5日は全協ですよ。12日が委員会。臨時会終了後ですね。以上です。じゃあ、議長、一言だけお願いしていいですか。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) どうも皆さん、大変御苦労さまでございました。次回から、本格的なつくりに入っていくわけですが、ぜひまた皆さん、御協力をいただきまして成立させたいなと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございました。それでは、本日の会議を閉じたいと思います。御苦労さまでした。

午後3時58分 閉会

平成22年9月16日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印